

「チアメトキサム」及び「フルフェノクスロン」の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について

1. 経緯

平成16年7月20日付けで農林水産省から、農薬取締法に基づく登録に係る申請があった旨の連絡のあった「チアメトキサム」及び「フルフェノクスロン」について、食品衛生法第12条の規定に基づき、農林水産大臣に対し資料提供につき協力要請を行ったところ、資料を入手したことから、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 各品目の概要

（1）チアメトキサム

本薬は、殺虫剤であり、2004年7月現在、きゅうり、レタス、いちご等に登録があるが、残留農薬基準は設定されていない。今回新たにれんこん、大豆、稲等への適用拡大が申請されている。

FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていないが、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランド等において登録されている。

（2）フルフェノクスロン

本薬は、殺虫剤であり、2004年7月現在、りんご、キャベツ、茶等に登録があり、平成9年9月に食品衛生法に基づく残留農薬基準が告示されている。今回、新たに大豆、えだまめ等への適用拡大が申請されている。

FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていないが、オーストラリア、フランス、イタリア等において登録されている。

3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において「チアメトキサム」及び「フルフェノクスロン」の2品目の食品中の残留基準設定について検討する。